

[illegible]

つくばみらい市 学校給食における食物アレルギー対応の種類

詳細な献立表対応

食物アレルギー対応を希望し、給食の提供を受ける全ての方に、学校給食の原材料を詳細に記した**献立使用材料表**、加工品や調味料の原材料を記した**原料配合表**、喫食の可否を記入する**食物アレルギー給食確認表**を配付します。保護者は、これらの資料をもとに、該当アレルゲンが入っているか、入っていないかを確認し、食物アレルギー給食確認表に喫食の可否を記入し、学校に提出します。

弁当対応（完全弁当対応 又は 一部弁当対応）

● 完全弁当対応

極微量でアレルギー反応が誘発される可能性がある（コンタミネーションまで除去が必要）等、**安全な給食提供が困難**であると判断された場合、**完全弁当対応**をお願いしています。

● 一部弁当対応

詳細な献立表を確認し、**該当アレルゲンの使用がある料理は、喫食できません**。食物アレルギー給食確認表に喫食できないことを明記し、家庭から代替りのものを持参することが可能です。

代替食対応（乳・卵のみ）

乳・卵を一括除去し、不足する栄養素を別の食品をもちいて補填しています。

代替食は、できるだけ加工品は使用せず、素材が確認できるものを使用しています。

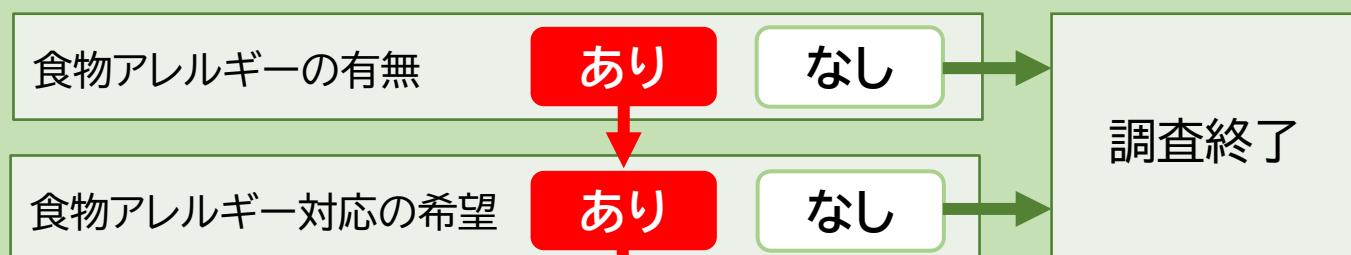
※ 代替食提供の場合も、詳細な献立表による保護者の確認が必要です。



- つくばみらい市の学校給食では、落花生（ピーナッツ）、キウイフルーツ（生）、そば、くるみは提供しません。
- 卵・果物の食物アレルギーの方で、加熱することで該当食物を食べられる場合、食物アレルギー対応の申請が不要な場合があります。ご相談ください。

学校給食における食物アレルギー対応の流れ

	新入生	転入生	在校生 (進級時)	新規発症時
調査時期	9月～11月	随時	11月	随時
	就学時健康診断	転入手続き時 もしくは 転入先面談時	継続確認	速やかに申し出る



医療機関で受診し「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の記入を依頼

※ 面談までに受診し、面談時に提出。医療機関の受診料等は保護者負担。

面 談 の 実 施

	新入生	転入生	在校生 (進級時)	新規発症時
時 期	1月～2月	随時	2月 必要がある者・希望者のみ	随時
実施内容	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」に基づき、学校での対応方法、緊急時の対応等について話し合う。			
面談参加者	保護者・学校(学校長、給食主任、担任、養護教諭、栄養教諭等)・給食センター(栄養士)			

申請書類の提出

- ① 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)
- ② 食物アレルギーに伴う学校給食申請書
- ③ 同意書

対応の開始

学校給食における食物アレルギー対応給食決定通知書の交付を受ける

※ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出について
学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)は、原則年1回の提出が必要です。

Q&A

Q. 食物アレルギー対応にはどうして医師の診断が必要なのですか？

A. お子さまの症状を正しく把握し、適切な対応を行うためです。

食物アレルギーの症状は軽症から重症まで多岐にわたります。学校がお子さまの症状を正しく知り、対応するためには、保護者からの申し出のみではなく、医師の診断が重要となります。

Q. 学校生活管理指導表は毎年提出する必要があるのですか？

A. 年1回の医療機関受診と、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出をお願いしています。

食物アレルギーの症状は、成長や治療に伴い変化します。不必要な除去は、成長期にあるお子さまにとって健全な成長の妨げになる可能性があります。文部科学省のガイドラインでも毎年医療機関での受診が求められており、定期的に正確な診断を受けることが重要です。症状などに変化がない場合でも、引き続き食物アレルギーへの配慮や管理が必要な間は、毎年提出が必要です。

Q. 食物アレルギーと診断されていますが、全く食べられないわけではありません。申請は必要ですか？

A. 申請をおすすめしています。ご心配な場合は医師とご相談ください。

学校給食の食物アレルギー対応の基本は、安全確保のため、原因食物を完全除去対応(提供するかないか)を原則としています。学校生活での安全を期するため、申請をおすすめします。

申請しない場合、詳細な献立表等の配付はできかねます。また、緊急時の対応(急な使用食材の変更等)の連絡が行き届かない場合があります。

Q. 現在、学校給食での食物アレルギー対応を行っていますが、新たな食物アレルギーを発症しました。どのようにしたら良いですか？

A. 速やかに学校にお申し出ください。

食物アレルギー情報に変更があった場合には、速やかに学校にお申し出ください。なお、状況に応じて、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の再提出をお願いする場合があります。

